

## B型肝炎訴訟の提訴条件について

提訴希望者 各位

全国B型肝炎訴訟北海道弁護団

弁護団長 弁護士 佐藤 哲之

事務局 弁護士 奥 泉 尚 洋

TeL011-231-1941 Fax011-231-1942

### 1 提訴するために必要な条件

このB型肝炎訴訟は、幼少時に受けた集団予防接種が原因でB型肝炎ウイルスに持続感染した方々が、国に対し、その責任を問い賠償等を求めるものです。国に賠償を認めさせるためには、幼少時に受けた集団予防接種が原因でB型肝炎ウイルスに持続感染したということが言えなければなりません。そのためには、以下の条件を満たすことが必要で、かつそのための必要な資料(検査データや、カルテなど)をそろえることが必要です。

- ① B型肝炎ウイルスに持続感染していること
- ② 集団予防接種を受けたことがあること
- ③ 生年月日が昭和16年7月2日以降であること
- ④ 出生時に母親がB型肝炎ウイルスに持続感染していないこと

(但し、母親の感染自体が集団予防接種を原因とする場合は子も原告になることができる=母子二次感染)

- ⑤ 他に感染原因がないこと

以下の方については、特別の相談が必要です。

- ・父親が持続感染者である場合
- ・本人のジェノタイプがA型(Ae型)の場合
- ・乳幼児期に輸血の経験がある場合

- ⑥ 病態(無症候性キャリア、慢性肝炎、肝硬変、肝癌)の特定

## 相談から提訴までの流れ

ご相談

↓

弁護団からの資料送付

- ・ 提訴条件について（本文書）
- ・ 事前調査票（病歴、家族関係、居住歴等）
- ・ 医療照会書（本人用、母親兄弟用、父親用）
- ・ 担当弁護士の連絡先

↓

医療機関で医療照会書等の証明書を作成してもらってください

↓

事前調査票を記入し医療照会書とあわせ弁護団宛に送付してください

↓

弁護団による資料の検討

- ・ 担当弁護士から追加の資料をお願いする場合があります

↓

提訴可能と判断された場合

- ・ 原則として面談による担当弁護士との打ち合わせ
- ・ 戸籍謄本、母子手帳
- ・ 委任契約書の作成、提訴費用などのお支払い

↓

提訴

追加資料の収集

- ・ 通院中、入院中のカルテの取り寄せ
- ・ 予防接種台帳の有無の調査
- ・ その他、個別の事情にしたがった追加資料の収集を要します

## 提訴条件に関する補足説明：

### 1 「① B型肝炎ウイルスに持続感染していること」について

#### (1) 医療照会書(本人用)

B型肝炎ウイルスの持続感染や慢性B型肝炎の診断は、血液検査の結果に基づいて行われます。これらの検査結果については、「医療照会書(本人用)」を通院中の病院等に持参して、医師に作成をお願いしてください。治療中の方は主治医に作成をお願いするのが簡便です。また、主治医の協力が得られない場合、他に作成してもらえる病院・医師がない場合は弁護士にご連絡ください。

医師に「医療照会書(本人用)」の作成を依頼する際には、説明用文書も一緒に渡してください。

#### (2) 本人が死亡している場合

本人が死亡している場合は、遺族が提訴できます。

但し、本人の生存中のカルテなどが全部必要となることがありますので、詳細は弁護士にお問い合わせ下さい。

### 2 「② 集団予防接種を受けたことがあること」について

#### (1) 母子手帳のある場合

##### 母子手帳

母子手帳には、予防接種を受けた日付、場所が記載されているので、これによって、集団予防接種を受けていたことが明らかになります。

今回の裁判に参加するに当たっては、母親等にも協力してもらい、できる限り、母子手帳を探し出すようにして下さい。ただし、昭和20年前後に生まれた方については、母子手帳がもともと交付されていない場合もあります。

#### (2) 母子手帳の見つからない場合

##### ア 母子手帳が提出できない理由についての説明書

(必要な方については、後日の面談時に用紙をお渡しします)

どうしても見つからない場合、あるいはもともと交付を受けたことがない場合は、「母子手帳が提出できない理由についての説明書」で、交付を受けたが紛失し

た、交付を受けたことが無い等の母子手帳が存在しない理由について説明してください。

イ **接種痕の証明書**

(必要な方については、後日の面談時に用紙をお渡しします)

左または右腕の上腕部に、種痘やBCGなどの予防接種の痕跡が残っていると思います。所定の書式を用いてこれを医師に証明してもらって下さい。

ウ **関係者の陳述書**

(必要な方については、後日の面談時に用紙をお渡しします)

母子手帳も接種痕もない場合は、予防接種を受けたことについて、妻、親、きょうだいなど、本人と多少とも関係有る方の陳述書が必要です。

たとえば、母子手帳がなくとも、母親に子に予防接種を受けさせた記憶がある場合については、接種場所（保健所や小学校など）についての記憶を書いてもらってください。記憶の範囲で結構です。

また、本人死亡により接種痕が確認できないような場合でも、兄として「弟の腕には予防接種のあとがあつて、互いに見せ合ったことがある」とか、妻として「腕まくりして接種痕を見せてもらったことがある」とか、などです。

きょうだいで予防接種を受けた記憶がある場合、あるいはきょうだいで接種痕が残っている場合なども補強材料になりえます。

あきらめないことが大切です。

エ **居住歴**

0歳から満7歳までの居住歴を一覧にして**事前調査票**に記載してください。

居住歴については**戸籍の附票**で直接確認できる場合がありますので、本籍地の役所・役場から取寄せるようにしてください。ただし、戸籍の附票は保存されていない場合も多くあります。

**住民票**の現住所ないし旧住所欄によって0歳から満7歳までの居住歴が確認できるような場合は、住民票も提出してください。

住民票がない場合であっても、ご両親やご兄弟に居住歴の記憶がある場合には、記憶に基づいての記載でも結構です。

3 「③ 生年月日が昭和16年7月2日以降であること」について

昭和 23 年 7 月 1 日以降の集団予防接種によって B 型肝炎ウイルスに感染したケースについて、国は責任をとることになっています。人は、7 歳になると、体内の免疫機能が備わり、B 型肝炎ウイルスに持続感染することはなくなると言われているので、昭和 23 年 7 月 1 日の時点で 7 歳になっていないこと(昭和 16 年 7 月 2 日以後の生まれであること)が必要です。

#### 4 「④ 出生時に母親が B 型肝炎ウイルスに持続感染していないこと」

今回の裁判では、集団予防接種によって B 型肝炎ウイルスに感染したことを立証するために、その他のルートによる感染がないこと、とくに、母子感染でないこと(出産時に母親が持続感染でないこと)を立証しなければなりません。

##### (1) 母親が健在の場合

母子感染は、出産時に母親の B 型肝炎ウイルスに感染するというものなので、母親が出産時に B 型肝炎ウイルスに持続感染していないことを示す血液検査結果があれば、母子感染でなかったと推定されます。

そこで、母親の血液検査の結果が必要になります。母親の血液検査の結果は、下記のとおり、**医療照会書(母親用、母親死亡の場合の兄弟用)**、**医療照会書(母親用、母親死亡の場合の兄弟用)**作成のお願いを病院に持参し、記入してもらって下さい。

##### (2) 母親が死亡している場合

###### ア **母親が健在のときの血液検査のデータ**

母親が生前に血液検査(B 型ウイルス)を実施した病院に行き、検査結果のデータの写しを受領して下さい。原則 80 歳未満の時のものであることが必要です(80 歳以上の時のデータしかないときは、ご相談下さい)。

病院には、一定期間、カルテや検査結果の保存義務がありますが、古いと破棄されている場合もあります。一度問い合わせて「無い」と言われたが、再度探して頂くよう熱心に求めたところ、探してくれたという場合もあります。

###### イ **上のきょうだいの血液検査データ**

母親が死亡していて、生存中の血液検査も残っていないという場合も、きょうだいが健在であれば、きょうだいの血液検査(HBs 抗原陰性および HBc 抗体陰性

陽性低力価)によって提訴が可能です。ただし、その場合、きょうだいは上の兄弟に限られます。

そして、この場合、複数の兄弟がいるときは、任意のお一人の血液検査結果で十分です。

どのような場合に提訴が可能であるかは、個別に判断いたします。

#### ※ **出生時の戸籍謄本（除籍謄本）**

母親との親子関係、兄弟とのきょうだい関係等を明らかにするためにあなたの戸籍謄本が必要になります。結婚によって新戸籍の編成があった場合など、現在の戸籍謄本ではこれらの血縁関係が明らかにならない場合もありますので、その場合にはあなたが生まれた時の本籍地の役所において(出生時と現在の本籍地が変更になっている方は注意して下さい)、出生時における戸籍謄本（または除籍謄本）の交付を受けて下さい。郵便による取寄せも可能です。

#### ※ **母子二次感染の場合**

母親の感染自体が集団予防接種を原因とする場合は、その母親から母子感染した子も原告になることができます。

この場合、母親は集団予防接種による感染であることの条件を満たすことが必要です。

したがって、母親および子についてはいずれも**医療照会書（本人用）**を作成してください。そして、母親の母親（祖母）（もしくは、祖母が死亡している場合には母親の年長の兄（伯父）・姉（伯母））について**医療照会書（母親、母親死亡の場合の兄・姉用）**を作成していただくこととなります。後述の**医療照会書（父親）**については、母親の父親（祖父）に関して準備することとなります。

## 5 「⑤ 他の感染原因がないこと」について

### (1) 父子感染と父親の検査

B型肝炎ウイルスの感染ルートとして、母子間感染のほかに、ごくまれに父子間感染が存在するという研究が発表されています。

このため、父親が健在の場合は、父親のB型肝炎ウイルスに関する血液検査データを提出することになっています。検査の上、**医療照会書（父親用）**を作成して下さい。

父親が死亡している場合は、父親の検査結果を出す必要はありません。ただし、父親が死亡していることを明らかにするため、父親の戸籍謄本（除籍謄本）を取り寄せてください。

## （2）成人後感染とジェノタイプ検査

ジェノタイプ A（そのうち特に Ae）の B 型肝炎ウイルスの場合、成人後に感染した場合でもその数%程度は慢性化するということが言われています。そこで、B 型肝炎ウイルスに持続感染をしていることが明らかになったのが平成 8 年以後の方は、ジェノタイプ検査が必要です。検査結果報告書のコピーを医師から受領してください。

検査料には、平成 23 年 5 月から健康保険が適用されています。医師には健康保険の適用をお願いをして下さい。（健康保険が適用とならないものは 2 万円～5 万円程度かかります。）賠償が認められるときは、国の負担となりますので、領収証を保管しておいて下さい。

検査の結果、ジェノタイプ A と診断された場合は、弁護士にご相談下さい。

## （3）乳幼児期に輸血の経験のある方

B 型肝炎ウイルスの感染ルートとしては、集団予防接種と母子間感染のほかに、輸血による感染も考えられます。輸血によって感染した場合には、今回の訴訟での賠償対象になっていません。乳幼児期に輸血をした経験のある方はその旨弁護士にご相談下さい。

## 6 「⑥ 病態（キャリア、慢性肝炎、肝硬変、肝癌）の特定」

病態によって和解金額が異なります。

死亡・肝がん・肝硬変（重度）	3600 万円
肝硬変（軽度）	2500 万円
慢性肝炎	1250 万円
慢性肝炎（発症後 20 年以上経過提訴・一定の治療）	300 万円
慢性肝炎（発症後 20 年以上経過提訴・一定の治療なし）	150 万円
無症候性キャリア（20 年を経過していないもの）	600 万円
無症候性キャリア（20 年を経過したもの）	50 万円

そこで、提訴にあたっては、病態を特定しなければなりません。

**医療照会書（本人用）**で病名を特定してもらってください。詳細は、病院宛の説明書をご覧ください。

「慢性肝炎」かどうか、「慢性肝炎」か「肝硬変」かどうか、肝硬変のなかでも重度か軽度か、肝がんであっても転移癌かどうか、など判断に微妙な場合もあります。これらの詳細は弁護団にご相談下さい。

## 7 慢性B型肝炎等の発症から20年以上経過している場合

基本合意では、慢性肝炎の発症から20年以上を経過している方は、和解額が300万円(または150万円)とされています。ただし、慢性肝炎から20年以上経過していても肝硬変や肝がんになって20年以内の方はそれぞれの病態の和解金の請求ができます。

以上